第六条　［略］

２　法第二十三条の二第二項第二号に掲げる事項のうち法第二十三条第二項第二号、第三号、第五号又は第九号に掲げるものの変更に係る令第十五条の許可の申請書には、変更に係る外国原子力船の名称、船舶番号及び船籍港を記載した書類、変更後における安全説明書又はこれに準ずる書類並びに変更後における試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書を添付しなければならない。

３　［略］

（設計及び工事の計画の認可を要しない工事等）

第六条の二　法第二十七条第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、変更の工事であつて、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事とする。

２　法第二十七条第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項又は第二項の認可を受けたところによる放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他試験研究用等原子炉施設のうち附帯陸上施設の保全上支障のない変更とする。

３　法第二十七条第五項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

（設計及び工事の計画の認可の申請）

第七条　法第二十七条第一項の規定により、試験研究用等原子炉施設のうち附帯陸上施設に関する設計及び工事の計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　工事工程表

五　設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

六　［略］

２　前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに次の各号に掲げる事項（附帯陸上施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。）について計算によつて説明した書類を添付しなければならない。

［一～三　略］

四　前三号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項

３　設計及び工事の計画の全部につき一時に法第二十七条第一項の規定による認可を申請することができないときは、分割して認可を申請することができる。この場合において、申請書に当該申請に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要並びに設計及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

４　［略］

（変更の認可の申請）

第八条　法第二十七条第二項の規定により、認可を受けた附帯陸上施設に関する設計及び工事の計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　変更に係る前条第一項第四号の工事工程表

第六条　［同上］

２　法第二十三条の二第二項第二号に掲げる事項のうち法第二十三条第二項第二号、第三号又は第五号に掲げるものの変更に係る令第十五条の許可の申請書には、変更に係る外国原子力船の名称、船舶番号及び船籍港を記載した書類並びに変更後における安全説明書又はこれに準ずる書類を添付しなければならない。

３　［同上］

［条を加える。］

（設計及び工事の方法の認可の申請）

第七条　法第二十七条第一項の規定により、試験研究用等原子炉施設のうち附帯陸上施設に関する設計及び工事の方法について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

四　［同上］

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる事項（附帯陸上施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。）について計算によつて説明した書類を添付しなければならない。

［一～三　同上］

四　前各号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項

３　設計及び工事の方法の全部につき一時に法第二十七条第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。

４　［同上］

（変更の認可の申請）

第八条　法第二十七条第二項の規定により、認可を受けた附帯陸上施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

［一～三　同上］

［号を加える。］